

令和8年 第9回須賀川市農業委員会総会議事録

令和8年9回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和8年9月2日（水）
- 2 招集通知日 令和8年9月2日（水）
- 3 招集日時 令和8年9月18日（金）午前9時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	有我 康志	2	鈴木 昌宏	3	小枝 啓一	4	渡邊 久記
5	本田さおり	6	岩井 哲男	7	有馬 茂勝	8	柳沼 守好
9	大槻 金市	10	根本 芳一	11	佐藤 和浩	12	加藤 正直
13	横田 雄二	14	五十嵐 一	15	森田 正樹	16	半澤 修
17	中原 利保	18	古川 修一	19	相樂 貴行		

- 6 欠席農業委員 0名
- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 3名

担 当 地域名	氏 名	担 当 地域名	氏 名	担 当 地域名	氏 名
大東	江藤 幸一郎	大東	松川 孝	岩瀬	矢部 幸雄

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 0名
- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事 務 局 長	古川 一夫
	農 政 係 長	佐浦 晶子
	農 地 係 長	有我 宏和

- 10 傍 聴 4名

- 11 議 案

議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について

議案第34号 須賀川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について

議案第35号 本件農業の発展に向けた要請（検討素案）について

報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 27 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
報告第 28 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による農地転用届出書の受理について
報告第 29 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

12 その他

13 開 会 (午前 9 時 3 0 分)

14 挨 拶 農業委員会 会長 根本 芳一

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に根本芳一農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 4 番 渡邊久記農業委員と 5 番 本田さおり農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午前 1 0 時 2 0 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

＜別 紙＞ 審 議 内 容

令和 8 年 第 9 回総会

令和 8 年 9 月 1 9 日（金）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第 32 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
を議題とします。それでは、事務局より説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

矢部推進委員 9 月 6 日午前 8 時頃、中原農業委員と譲受人と現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人に親族関係は無く、同じ梅田地区に在住しています。譲渡人の家族が減り、耕作を続けることが困難になったため、同じ地区に住む譲受人に相談したところ、快く引き受けて今回の申請に至ったということです。譲受人はトラクター等農機を持ち 2.5ha の水田を耕作しております。譲渡価格も双方が納得しており許可上特に問題はないと思います。

以上、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

（質疑等無し）

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 32 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第 32 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 33 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号 14 を江藤推進委員お願いします。

江藤推進委員 受理番号 14 について説明申し上げます。

先日、加藤農業委員、横田農業委員と被設定人である株式会社小野工業所の担当：出口氏立ち合いのもと現地調査を行いました。市ノ関跨線橋の耐震工事を行うため、工事現場周辺に車を止めたり資材を置いたりするため使用貸借権の設定を行うものです。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 15 を松川推進委員お願いします。

松川推進委員 受理番号 15 について説明申し上げます。

9 月 7 日、加藤農業委員、横田農業委員と被設定人である株式会社小野工業所の担当：出口氏立ち合いのもと現地調査を行いました。

受理番号 14 に関連する工事現場事務所として使用するために申請が出されたものであります。付近の農地に与える影響はないものと考えられます。

委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 33 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 33 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 34 号「須賀川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 佐浦係長 説明

議長 続いて、本件につきましては、8 月 28 日に開催いたしました農政委員会の会議において、議論がなされておりますので、渡邊農政委員会委員長から経緯等についての説明をお願いします。

渡邊委員長 只今、事務局から説明がありましたとおり、農業委員、推進委員の皆様からの意見を集約して、事務局が作成した素案を 8 月 28 日に開催された第 3 回農政委員会において、審議をしたところです。その中で、農政委員会委員の皆様から、市の農政に対する要望など、様々な意見が出されました。

そして、素案に修正を加えたうえで、議案として提案することを、農政委員会

全委員一致で承認・決定したところです。本案につきまして、委員の皆さまにご報告するとともに、ご審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。

議案第 34 号「須賀川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 34 号「須賀川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について」は原案のとおり議決し、決定することといたします。本件につきましては、9 月 25 日に市長へ提出することといたします。

次に、議案第 35 号「本県農業の発展に向けた要請（検討素案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 佐浦係長 説明

議長 続いて、本件につきましては、8 月 28 日に開催いたしました農政委員会の会議において、議論がなされておりますので、農政委員会委員長から経緯等についての説明をお願いします。

渡邊委員長 只今、説明がありましたとおり、福島県農業会議が作成した「検討素案」について、8 月 28 日に開催された「第 3 回 農政委員会」において、審議をしたところです。その中で、農政委員会委員の皆様と審議を行った結果、今回、県の農業会議がまとめてきた「検討素案」を議案として、提案することを農政委員会全委員一致で承認・決定したところです。本案につきまして、委員の皆さまにご報告するとともに、ご審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

それでは、お諮りいたします。

議案第 35 号「本県農業の発展に向けた要請（検討素案）について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 35 号「本県農業の発展に向けた要請（検討素案）について」は原案のとおり議決し、決定することといたします。また、本件につき

ましては、福島県農業会議へ提出することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 26 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について 1 件です。

報告第 27 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について 1 件です。

報告第 28 号農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による農地転用届出書の受理について 2 件です。

報告第 29 号農業経営改善計画認定申請に係る意見書について 2 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

事務局（古川事務局長） 福島県農業会議より通知のあった『農業委員会組織による「令和 8 年熊本地震義援金」の募集について』説明。

義援金の拠出について賛同を得た。

事務局（佐浦係長） （配布資料により）農業者年金オンラインセミナー並びに令和 8 年度県外視察研修・福島県下農業委員会大会の説明を行った。

議長 他になければ、これにて令和 8 年第 9 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。